

令和8年度保育施設等新規入所のご案内

保育施設等の利用申込みをされる方は、この案内をよく読んでお申し込みください

子ども・子育て支援新制度

幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」といいます）」が始まり、教育や保育の利用に要する費用の一部を公的負担する新たな仕組み（「子どものための教育・保育給付」といいます。）が創設されました。

給付の対象となる保育施設等を利用した場合、町はその教育・保育を提供するために必要な経費の一部を給付費として保育施設等に支払う（法定代理受領）こととなります。

給付対象となる保育施設等の利用を希望される児童は、お住まいの市町村から、利用資格の認定（「支給認定」といいます。）を受ける必要があります。

保育所等とは

○認可保育所・・・就労等のために家庭で保育のできない保護者に代わって、0歳から小学校就学前の児童を保育（養護と教育）する児童福祉施設です。

○認定こども園・・・幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、教育と保育を一体的に行う施設です。

入所申込書の受付について

○新年度新規利用申込

受付期間：令和7年11月17日（月）から令和7年12月19日（金）【土日祝日を除く】

※上記申込期間以降も、申込受付は随時できます。

※オンライン申請の場合は24時間受付できます。

申込方法：オンライン申請（LoGo フォーム）または窓口にて提出

※オンライン申請の場合は、書類の提出は原則ありません。

受付場所：錦江町役場本庁介護福祉課福祉チーム

錦江町役場田代支所住民生活課住民生活チーム

※必要な書類がそろっていない場合は、申込受付できませんのであらかじめご了承ください。

※錦江町外の保育施設等の場合は、介護福祉課福祉チームまでご提出をお願いします。

○年度途中の利用申込

上記受付場所において、随時受け付けます。

なお、年度当初の申込と違い、利用申込順に入所案内することとなります。



保育の必要性の認定

保育施設等の申込みをするためには、まず**保育の必要性の認定を受けることが必須**です。以下の項目は保育の必要性の事由であり、そのいずれかに該当することにより保育の必要性が認められます。（子ども・子育て支援法施行規則第1条）

項 目	内 容	摘 要
① 就 労	1か月に48時間以上労働することを常態としている場合	
② 妊娠・出産	妊娠中又は出産後間がなく、児童の保育ができない場合	予定日の概ね2か月前から出産後3か月の末日の間入所できます。
③ 保護者の病気・障害	保護者が疾病や負傷している場合 保護者が精神や身体に障害を有している場合	
④ 病人の看護	長期にわたり疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障害を有する親族を常時看護している場合	
⑤ 災害の復旧	火災、風水害及び地震等により被災し、その復旧の間、児童の保育ができない場合	復旧に要する期間入所できます。
⑥ 求 職 中	保護者が求職活動をしている場合	入所日より3か月の末日まで入所できます。
⑦ 就学・職業訓練	学校教育法及び職業能力開発促進法等に規定する学校及び職業訓練校に通っている場合	卒業予定日または終了予定日の月末まで入所できます。
⑧ 児童の虐待・DV等	児童の虐待又は再発のおそれがある場合 配偶者からの暴力により児童の保育が困難な場合	
⑨ 育児休業・育児に専念	育児休業を取得する場合 育児に専念し、利用中の児童の継続利用が必要な場合	産後12か月の末日以内に入所できます。
⑩ その他	上記に類する状態として市町村が認める場合	

保育の必要性和利用できる施設

新制度では、幼稚園（新制度に移行する幼稚園のことで以下同じ）、認定こども園、保育所を利用する場合には、お住まいの市町村から支給認定証の交付を受ける必要があります。認定の区分は年齢や保育の必要性の有無によって、下記の3種類があります。

保育所等を利用する場合には、2号認定（満3歳以上）又は3号認定（満3歳未満）を受ける必要があります。

支給認定区分	年 齢	保育の必要性	教育・保育時間	利用できる施設
1号認定	満3歳以上	なし	教育標準時間 (1日4時間を標準)	幼 稚 園 認定こども園
2号認定		あり	保育標準時間 (1日あたり最大11時間)	保 育 所 認定こども園
3号認定	満3歳未満		保育短時間 (1日あたり最大8時間)	

上記のとおり、認定区分により保護者の方には「支給認定証」が交付されます。

保育標準時間認定と保育短時間認定について

保育の必要性の事由に応じて「保育標準時間認定」と「保育短時間認定」に区分されます。

認定区分により保育の利用時間及び利用者負担（保育料）が異なります。

保育標準時間認定	保育短時間認定
・1日あたり最大11時間の保育を行う。 前頁の保育の必要性の事由について該当する項目 ①就労：1か月の労働時間が120時間以上である場合。 ②妊娠・出産 ③保護者の病気・障害 ④病人の看護：1か月の看護に要する時間が120時間以上である場合。 ⑤災害の復旧 ⑥求職中 ⑦就学・職業訓練 ⑧児童の虐待・DV等 ⑨育児休業・育児に専念	・1日あたり最大8時間の保育を行う。 前頁の保育の必要性に事由について該当する項目 ①就労：1か月の労働時間が48時間以上120時間未満である場合。 ④病人の看護：1か月の看護に要する時間が48時間以上120時間未満である場合。

※「保育標準時間認定」を受けた方については、希望により「保育短時間認定」に変更することができます。

しかし、いずれの区分も規定時間外で保育を受けた場合は、延長保育として保育料とは別途料金がかかる場合がありますのでご注意ください。

支給認定の有効期間（入所期間）

区 分	保育を必要とする事由	認 定 の 有 効 期 間
1号認定（満3歳以上）		子どもの小学校就学前まで
2号認定（満3歳以上） ・ 3号認定（満3歳未満）	就 労 病気・障害 介護・看護 災害復旧 児童虐待・DV等	子どもの小学校就学前まで
	妊娠・出産	予定日の概ね2か月前から出産後3か月の末日まで
	求職活動（起業準備含む）	入所日から3か月の末日まで
	就学（学校・職業訓練等）	卒業予定日又は終了予定日の月末まで

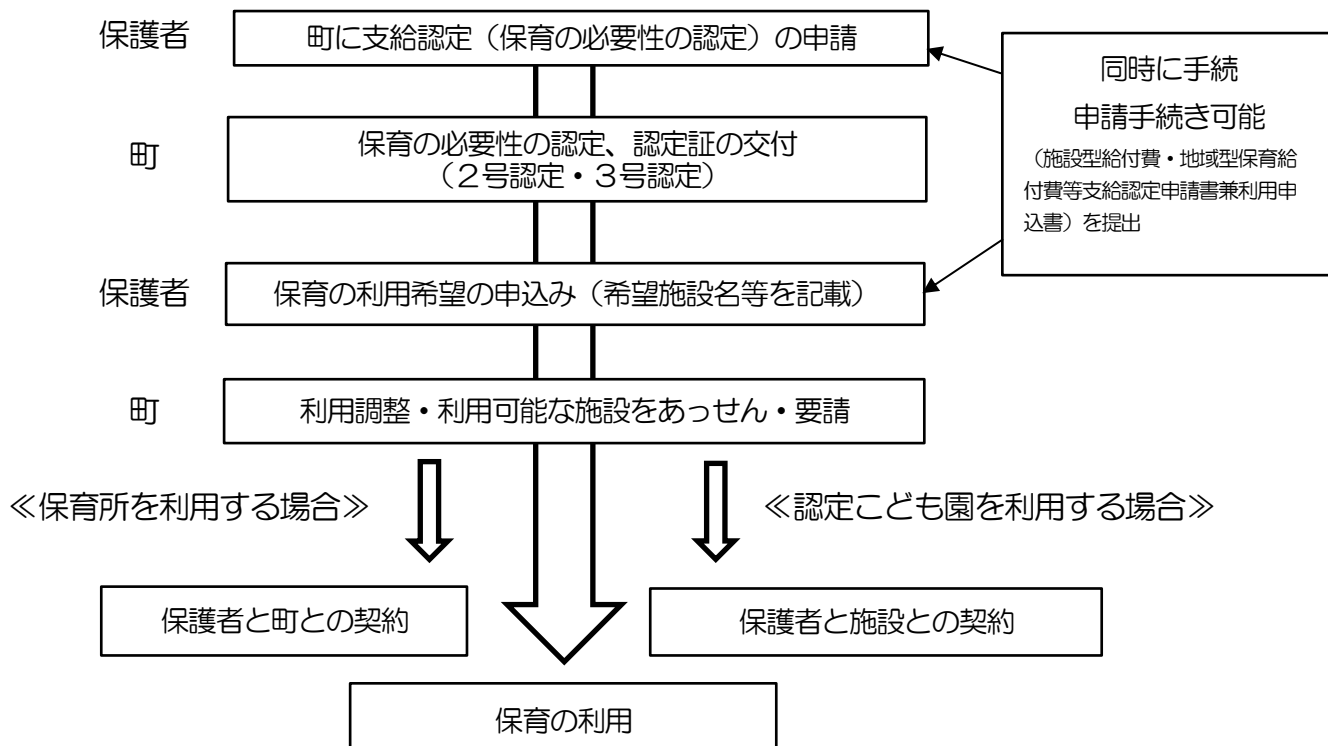
※3号認定（保育認定、満3歳未満）の有効期間は、子どもが満3歳に到達する前々日までとなります。

満3歳到達時に、新たな支給認定証（2号認定）を送付いたします。

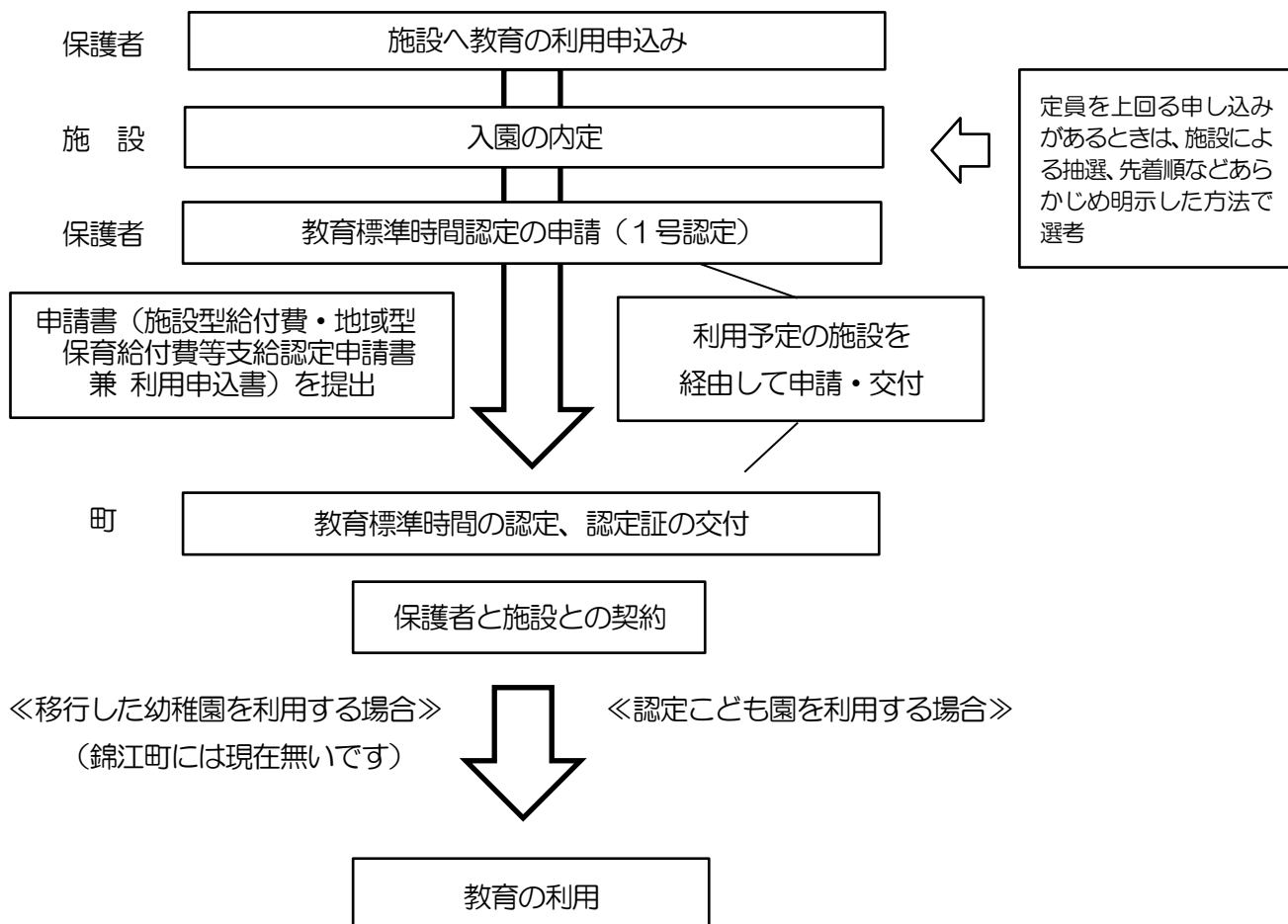
※入所期間内でも、保育を必要とする事由に該当しなくなった場合は、有効期間は終了いたしますので、必ず役場に届け出を行ってください。

新制度における施設利用申請の流れについて

《保育の利用を希望する場合》（保育所、認定こども園の保育部分）



《教育の利用を希望する場合》（新制度移行の幼稚園、認定こども園の幼稚園部分）



利用申込に必要な書類について

※書類不備の方は利用申込書の受け付けができません。

- ①施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定申請書 兼利用申込書（児童1人に1部ずつ必要）
- ②保育所入所調査票（兄弟姉妹が同時入所する場合は、児童3人まで1枚で可）
- ③同意書兼誓約書（保育の実施や保育料算定のための資料閲覧等の同意及び保育料納付等の誓約）
- ④保育が必要な事由に該当する証明書類（下表を参照）

保育の必要性の認定事由		必 要 書 類
就 労	常勤・パート等	「就労証明書」 ※父親・母親のそれぞれが必要となります。
	自営業・内職	
妊娠・出産	母親が妊娠中又は出産後間もない状態である	「母子手帳」（写し） ※表紙及び出産予定日が記入されているページ
	新生児の育児に専念するため利用中の兄弟姉妹が継続利用をすることが必要である場合	
保護者の疾病・障害	病気・怪我の場合	「病気・療養証明書」「又は「医師の診断書」（写し）
	右に該当する障害者手帳等を持っている場合	「身体障害者手帳」（写し）…第1種 「療育手帳」（写し） 「精神障害者保健福祉手帳」（写し）…1級
	上記以外	その他、内容を証明するもの
病人の看護	長期にわたり、疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障害のある親族を常時看護している	「看護証明書」
災害の復旧	火災、風水害及び地震などにより被災した場合	「り災証明書」等（写し）
求 職 中	求職活動をしている	「求職活動状況申立書」及び「ハローワークカード」（写し）
就学・職業訓練	就学中の場合	「在学証明書」
	職業訓練校に通っている場合	職業訓練校に通っている状況がわかる証明書
育児休業	新生児の育児に専念するため利用中の兄弟姉妹が継続利用をすることが必要である場合	「就労証明書」 ※産後休暇・育児休業中の方は、職場復帰日の欄に復帰日を記入してください。
児童の虐待・DVのおそれ		保護命令若しくはその他虐待又はDVの被害者である証明書
上記以外の要件の場合		児童を保育できない事を証明する書類 （例）別居中・行方不明 … 「家庭状況調査票」等

※以下の書類は、該当する方からのみの提出となります。

⑤在園（施設利用）証明書

保育料の減額を認定するために、保育施設以外の施設（幼稚園等）に在園している未就学児童（兄弟姉妹）がいる場合に必要です。

入所決定について

2・3号認定の入所については、提出されました書類によって確認を行い、決定いたします。

入所を希望される保育施設等はお伺いしますが、申込者数の状況によっては、保育施設定員等の関係上、希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

利用希望される保育施設等への入所決定通知は、2月末までに文書にて行う予定です。

幼児教育・保育無償化について

令和6年4月から、子どもの人数や経済状況に関わらず、保育料は完全無償化となりました。

給食費についても、3歳児から5歳児クラスまでの副食費（おかず、おやつ等）は、錦江町独自の施策（年収360万円以上相当の世帯の第1子及び第2子が対象）を含めて、全ての世帯の児童において実質無償となります。ただし、主食は現物持参となります。

また、延長利用料、通園送迎費、行事費等は無償化の対象外です。

勤務内容や家庭状況が申込時から変更になった場合の手続について

利用申込み後、勤務内容や家庭の状況等に変更がある場合は、必ず本庁介護福祉課福祉チーム又は田代支所住民生活課住民生活チームにて必要な手続をしてください。

項 目	提出が必要となる書類
(1) 仕事を辞める場合 ※退職後速やかに手続をしてください。	① 求職活動をする場合 → 求職活動状況申立書及びハローワークカード（写し） ② 病気・療養となった場合 → 医師の診断書又は病気療養証明書 ③ 病人の看護をする場合 → 看護証明書 ④ 上記以外（再就職をしない） → 退所届
(2) 勤務先が変わった場合	新たに勤務することとなった職場の就労証明書
(3) 出産予定の場合	母子手帳（写し）※表紙及び出産予定日が記載されているページ
(4) 婚姻、離婚、死亡、単身赴任等により保護者に変更が生じる場合	保護者変更届
(5) 保育施設等を退所する場合	退所届
(6) 錦江町以外に転出する場合	退所届（転出後も同じ保育所等への継続利用を希望する場合にも必要）

※在園中の児童が、病気等により集団保育ができない状態になり、長期的に保育所を休園した場合は、その事実が判明した時点でご相談ください。



令和8年度錦江町内教育・保育提供施設(幼稚園・認定こども園・保育所)について

※令和7年11月現在

錦江町内幼稚園(「子ども・子育て支援新制度」に移行しない従来の幼稚園)

施設名	住所	電話番号	定員	入園申込
田代幼稚園	錦江町田代川原317番地	25-2304	70	直接園へ

錦江町内認定こども園

施設名	住所	電話番号	利用定員	入園申込
大根占幼稚園	錦江町城元517番地2	22-1233	40	幼稚園部分の「1号認定」は直接園へ
			50	保育所部分の「2・3号認定」は役場へ
田代こども園	錦江町田代川原273番地3	25-2037	15	幼稚園部分の「1号認定」は直接園へ
			30	保育所部分の「2・3号認定」は役場へ

錦江町内認可保育所

施設名	住所	電話番号	利用定員	利用申込
法輪保育園	錦江町城元777番地	22-0010	20	本庁介護福祉課福祉チーム または 支所住民生活課住民生活チームへ
めばえ保育園	錦江町神川3141番地26	22-0768	20	



問い合わせ先

錦江町役場本庁 介護福祉課 福祉チーム

Tel 0994-22-3042

錦江町役場田代支所 住民生活課 住民生活チーム

Tel 0994-25-2511 (内線554)

利用手続き等のQ&A

(問1) 新制度で何が変わるの?

(答) ① 認定を受けるシステムに変わります。

新制度手続きについては、これまでの制度と手続きが大幅に変わるわけではありません。新制度に移行する施設を利用するには、「保育の必要性」について町から3つの区分(1号・2号・3号)による認定を受ける必要があります。

基本的には、新制度を利用する全ての方からまずは、『支給認定申請書』を提出していただき、認定を受けた場合は認定証が交付されます。支給認定期間は、基本的に小学校就学前までとなります。

保育の必要性については申請の時提出していただく、保育を必要とする事由の証明書等のほか、現況について届出をしてもらい随時把握していきます。

(答) ② 保育の必要量に応じた、「区分」が設けられます。

保育施設等(認定こども園は保育所部分)を利用する場合は、保育を必要とする事由により「保育標準時間」と「保育短時間」に区分されます。就労の場合は時間によって異なります。(月48時間以上120時間未満の就労の場合は、保育短時間の区分となりますので、子どもを最大8時間までしか預ける事ができません。)

区分を超えて預ける必要がある場合は、一時保育での対応となります。

(問2) 求職活動中の場合、ずっと保育施設等に入れますか？

(答) 求職活動を理由とする保育施設等の利用期間は、連続3か月以内(90日を超える日の月末まで)です。また、年度内においても3か月以内です。利用開始後90日を超える日の月末までに、就職先が決まらない場合や「保育を必要とする証明書(求職活動状況申立書)」の提出がない場合は、保育施設等を退所することになります。

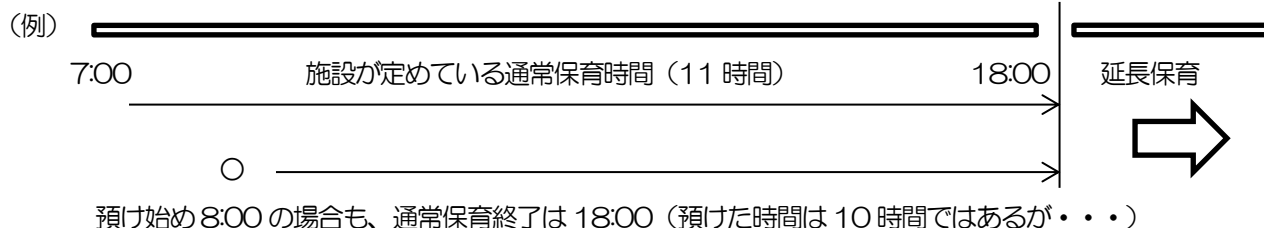
認定こども園については、1号認定での利用が可能な場合がありますので、該当施設へご相談ください。

※ 求職活動を行わない場合は、利用はできません。

(問3) 保育の標準時間認定を受けた場合は、子どもを預け始めた時間から最大11時間は、追加料金がかからないで子どもを預けることができるということでしょうか？

(答) 保育標準時間認定の11時間とは、各施設が定めている通常保育を行っている時間帯(利用可能な時間)です。

従って、この時間帯の範囲内であれば最大11時間まで追加料金なしで子どもを預けることができますが、保護者が預け始めた時間から11時間は、追加料金なしで預けられるということではありません。



(問4) パート等でも、就労時間が月120時間を超えていれば、標準時間扱いになりますか？

(答) はい、標準時間認定になります。

(問5) 保育短時間の始まりと終わりは何時ですか？

(答) 各施設が、それぞれ定めております。(詳細は以下のとおり)

保育短時間認定の子どもの保育時間(利用時間)帯以外の利用については、延長保育となります。

施設名	保育短時間設定時間
法輪保育園	8時30分～16時30分の8時間
めばえ保育園	8時30分～16時30分の8時間
田代こども園(保育園部)	8時30分～16時30分の8時間
大根占幼稚園(保育園部)	8時30分～16時30分の8時間

(問6) 月の就労時間は120時間を超えないが、週3日程度8時間程度勤務している。この場合は標準時間？短時間？

(答) 1か月の就労時間は120時間に満たないものの、1日の就労時間が8時間以上となるような就労が常態としている場合であって、保育短時間認定を行うことが適当でないと町が認める場合は、町の判断で保育標準時間認定することも可能であると考えています。

(問7) 例えば1日の就労時間は5時間ですが、勤務時間帯が午後1時から午後6時までのため、保育時間は8時間未満であるものの、施設が設定する保育短時間の利用時間を超えて、施設を利用せざるを得ない場合はどうですか？

(答) 1日の就労時間は8時間未満ですが、勤務時間帯との関係から、常態として施設が設定する保育短時間認定の利用時

間を超えて、施設を利用せざるを得ないと町が認める場合については、町の判断により、保育標準時間認定とすることも可能であると考えています。

(問8) 1か月の就労時間数のみで認定すると保育短時間認定の対象となるが、シフト制の勤務体系から、1か月の保育を必要とする時間帯が、まちまちの場合はどうですか？

(答) シフト制の勤務体系などにより、1か月の中で保育を利用する時間帯がまちまちであって、主としている勤務時間のうち、最も早い勤務開始時刻と最も遅い勤務終了時刻の差が8時間以上ある場合については、保育短時間認定を行うことが適当でないと町が認める場合、保育標準時間として認定することも可能であると考えています。

《保育標準時間・保育短時間の考え方》					
項目					
《保育所 開所時間》	7:00	～	19:00	12時間	
《保育標準時間》	7:00	～	18:00	11時間	
《保育短時間》	9:00	～	17:00	8時間	左記時間帯を想定（施設が決定）
《利用時間イメージ》	7:00	9:00	17:00	18:00	19:00

(問9) 支給認定証とはどのようなものですか？

(答) 子ども・子育て支援新制度の教育・保育にかかる支給を受けるために必要な証明書で保護者からの申請により、錦江町が交付します。支給認定証には、氏名、住所、認定区分等が記載されています。

(問10) 支給認定申請書の提出は毎年必要ですか？

(答) 認定証の有効期間内であれば、毎年申請書を提出していただく必要はありません。

ただし、毎年度、現況届の提出が必要になります。これにより、保育を必要とする事由に該当しているかどうかを確認します。

なお、3号の認定証の有効期間は最長で満3歳に達する日の前々日までですが、3号認定から2号認定への切り替えについては、有効期間に合わせて、錦江町が職権で行いますので、支給認定申請書の提出は不要です。

(問11) 1号から2号への支給認定区分の変更や、短時間から標準時間への保育必要量の変更がある場合、どのような手続が必要ですか？

(答) 支給認定証の有効期間内に、認定証に記載されている内容に変更があれば、本庁保健福祉課福祉チーム又は支所住民生活課住民生活チームに必ず届け出てください。

(問12) 支給認定を受けて、保育所等を利用開始後、錦江町外へ転出したらどうなりますか？

(答) 支給認定有効期間内に、町外へ転出された場合には、支給認定は取り消しとなります。

必ず、町へ届出を行い、支給認定証を返還してください。その上で、転出先市区町村へ新たに支給認定申請を行い、支給認定証の交付を受けてください。